

大阪府大規模小売店舗立地法手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の手続に関し、必要な事項について定めることにより法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(事前相談)

第3条 法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、必要に応じて、要綱様式1による出店（変更）計画概要書を、届出に先立ち大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課（以下「商業振興課」という。）に提出するものとし、商業振興課は、大阪府及び市町村等の関係する行政機関に相談を行うよう求めるものとする。

(届出)

- 第4条 届出者は、前条に掲げる届出に当たっては、法第4条の規定により経済産業大臣が定める「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を踏まえるものとする。
- 2 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第2項、同条第5項、法第8条第7項、法第9条第4項、法第11条第3項及び法附則第5条第1項の規定による届出書の提出先は商業振興課とする。
 - 3 前項に掲げる届出書の提出があったときは、出店地の属する市町村に情報提供するものとする。

(届出事項の概要等の公告)

第5条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び法第6条第6項の規定による公告は、大阪府公報及びホームページに掲載することにより行うものとする。

(届出書等の縦覧)

- 第6条 法第5条第3項の規定による縦覧は、大阪府ホームページにおいて行う。ただし、ホームページでの閲覧が困難な者から求めがあった場合は、届出書類を閲覧することができるよう、適切な配慮を行うものとする。
- 2 法及び規則に定める事務の処理権限を市町村へ移譲し、その後、当該市町村が受理した届出書等について縦覧の依頼があったときは、当該市町村における当該届出に係る縦覧期間が満了するまで商業振興課で縦覧するものとする。

(軽微な変更の通知)

第7条 法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出が、規則第8条の規定により、軽微

な変更の内容に該当すると大阪府が認めた場合は、その旨を当該届出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(説明会の開催等)

第8条 法第7条第1項の規定による説明会を開催する者(以下「説明会開催者」という。)は、説明会に参加する者の利便性を考慮して、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、又はそれ以外の日の夜間に、相当な人数を収容できる施設において、説明会を開催するものとする。

- 2 説明会開催者は、説明会の開催を計画したときには説明会の開催を予定する日の14日前までに、要綱様式2による説明会開催計画書を商業振興課に提出するものとする。
- 3 法第7条第2項の規定による公告は、店舗の敷地内の見やすい場所に、要綱様式3による表示を掲げるとともに、店舗の敷地境界から、原則として1kmの範囲の地域を対象として、時事に関する事項を掲載するその地域の主要な日刊新聞紙(以下「主要な日刊新聞紙」という。)へのチラシの折り込みによるか、主要な日刊新聞紙への掲載又は大阪府が適切と認める方法により行うものとする。
- 4 説明会開催者は、説明会の開催後7日以内に、要綱様式4による説明会実施状況報告書を商業振興課に提出するものとする。

(説明会を掲示により行う場合)

第9条 法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出が、規則第11条第2項の規定に該当すると大阪府が認めた場合は、その旨を当該届出をした者に対し、通知するものとする。

- 2 規則第11条第2項の規定による掲示は、要綱様式5によるものとし、公告の日から4月間、店舗敷地内の見やすい場所において行うとともに、その要旨をインターネットを利用して周知するものとする。

(説明会を開催することができない場合)

第10条 説明会開催者は、説明会を開催することができない場合であつて、規則第13条第1項に規定する事由に該当すると大阪府が認めた場合は、要綱様式6による経過報告書を商業振興課に提出するものとする。

(市町村の意見等)

第11条 法第8条第1項及び法第9条第1項の規定による市町村への意見の聴取に対する回答は、次の各号に定める様式によるものとする。

- 一 法第5条第1項の規定による届出に対する市町村の回答 要綱様式7
 - 二 法第6条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第3項の規定による届出に対する市町村の回答 要綱様式8
 - 三 法第9条第1項の規定による市町村の回答 要綱様式9
- 2 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、原則として要綱様式10による意見書を作成し、商業振興課に提出するものとする。
 - 3 法第8条第3項の規定による公告は、第5条の規定を準用する。ただし、市町村からの回答が意見なしとするものであった場合の公告は、大阪府ホームページに掲載することにより行うものとする。

- 4 法第8条第3項の規定による縦覧は、第6条の規定を準用する。ただし、個人情報の記載のある意見書、公序良俗に反すると認められる意見書又は法の趣旨に沿わないと認められる意見書については、その全部又は一部について縦覧を行わないことができるものとする。

(府の意見)

第12条 法第8条第4項の規定による意見を有しない旨の通知は、書面により行うものとする。

- 2 法第8条第6項の規定による公告は、第5条の規定を準用する。
- 3 法第8条第6項の規定による縦覧は、第6条の規定を準用する。
- 4 第1項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第6条の規定を準用するものとする。

(変更しない旨の通知)

第13条 届出者は、法第8条第4項の規定により大阪府が意見を述べた場合であって、届出事項を変更しない場合は、要綱様式11による変更しない旨の通知書を商業振興課に提出するものとする。

- 2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で4月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第6条の規定を準用する。

(府の勧告)

第14条 法第9条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

- 2 法第9条第3項の規定による公告は、第5条の規定を準用する。
- 3 第1項の勧告書は、公告の日から1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第6条の規定を準用するものとする。

(勧告しない旨の通知)

第15条 法第8条第4項の規定により意見を述べた場合であって、法第9条第1項の規定による勧告を行わない場合は、勧告しない旨の通知を書面により行うものとする。

- 2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第6条の規定を準用する。

(公表)

第16条 法第9条第7項の規定による公表は、大阪府公報への掲載その他の適切と認める方法により行うものとする。

- 2 公表を行った場合は、その旨を届出者に対し、書面により通知するものとする。

(報告の徴収)

第17条 法第14条の規定により報告を求められた者は、要綱様式12による報告書を商業振興課に提出するものとする。

(取下げの申出等)

第17条の2 届出者が、届出を取り下げる場合は、要綱様式13による取下げ書を商業振興課に提出

するものとする。

- 2 第5条の規定による公告を行った後に前項の取下げ書が提出された場合は、取下げの申出があった旨を公告するものとし、公告については、第5条の規定を準用する。
- 3 第6条の規定による縦覧期間中に第1項の取下げ書が提出された場合は、直ちに縦覧を中止するものとし、その旨を当該届出に係る出店地の属する市町村に遅滞なく連絡するものとする。

(大規模小売店舗立地審議会)

第18条 次に掲げる事項を定める際には、大阪府大規模小売店舗立地審議会に諮問し意見を聴くものとする。

- 一 法第8条第4項の規定による意見
- 二 法第9条第1項の規定による勧告
- 三 前二号に掲げるもののほか、法、施行令及び規則の運用に関する重要事項

(市町村への事務移譲に伴う経過措置)

第19条 大阪府が届出を受理し、事務処理の途中において、法及び規則に定める事務の処理権限を市町村へ移譲した場合、当該届出に関し、法第8条第4項の規定による意見及び法第9条第1項の規定による勧告等について、当該市町村から技術的助言を求められたときは、前条の規定を準用し、技術的助言を行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

出店（変更）計画概要書

<店舗の概要> (新設 ・ 6条2項変更 ・ 附則5条変更)

店舗の名称					
店舗の所在地					
設置者名	名称				
設置者住所	代表者 〒				
届出関係者連絡先 (社名、担当部署、担当者名、連絡先を記入)	〒 TEL FAX				
店舗面積	m ²	小売店舗に係る延べ床面積	m ²	敷地面積	m ²
敷地の現況			土地の権利状況		
開店(変更)予定日	年	月	日	用途地域	
核テナントの概要 (複数の場合は列記) ※1					
小売業者名					
店舗面積					
主要販売品目					
営業時間					
施設全体の主要販売品目 ※2					
併設予定又は併設している施設	(住宅、サービス、アミューズメント等)				
前回届出年月日 ※6条2項の場合					

駐車料金を徴収する予定	ある ・ ない
廃棄物の場内処理を行う予定	ある ・ ない

〔変更計画の場合〕

処理施設名	定格能力	稼働時間
	t/h	h/日

変更する事項	
変更前	
変更後	

※1：店舗面積が1000m²以上のテナントについて（存在しない場合は、店舗面積が最大のもの）、小売業者名、店舗面積、主要販売品目、営業時間を記入すること。

※2：その品目を販売する面積（複数のテナントがその品目を販売する場合はその面積の合計）が1000m²以上、もしくは総店舗面積の10%以上のものを指す。総店舗面積に対する面積比率も記入すること（概数でよい）。

○添付図面(A4又はA3)：位置図(1:10000程度、計画地を中心に半径1kmの円を表記)、店舗付近の地図(1:1000～1:2000程度、店舗敷地を太線で示し、用途地域及び周辺の住居等の立地状況を明らかにしたもの(それぞれ別図でも可))、変更計画の場合は変更の内容を明らかにする図面

説明会開催計画書

年 月 日

大阪府知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名

住所

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を開催しますので、その計画を提出します。

1 大規模小売店舗の名称等

店 舗 の 名 称	
店舗の所在地	
担 当 者 (連 絡 先)	

2 説明会開催予定の概要

開 催 日 時	年 月 日 (曜 日) 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	(会場名) (所在地)
会場の収容人数	名
周知方法及び 周知時期	
周 知 の 範 囲	
説 明 者	

備考1：複数回開催予定の場合は、その旨記載してください。

2：周知方法、周知の範囲等の内容を明らかにする資料を添付してください。

3：説明会当日配布する予定の資料がある場合には添付してください。

説明会開催予定の掲示内容等

●新設の場合

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき、次の店舗について下記のとおり地元説明会を開催します。

- 店舗名称
- 建物設置者

記

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 計画している店舗の概要

<問い合わせ先>

- ・所在地
- ・名称
- ・電話番号

●変更の場合

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき、次の店舗について下記のとおり地元説明会を開催します。

- 店舗名称
- 建物設置者

記

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 計画している変更内容及び変更理由

<問い合わせ先>

- ・所在地
- ・名称
- ・電話番号

備考1：大きさは日本工業規格A1(594mm×841mm)以上としてください(縦置き、横置きは自由)。

2：風雨に耐えるように作成し、店舗敷地内の見やすい場所に掲示してください。

説明会実施状況報告書

年 月 日

大阪府知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名

住所

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を開催しましたので、その状況を報告します。

1 大規模小売店舗の名称等

店 舗 の 名 称	
店舗の所在地	
担 当 者 (連 絡 先)	

2 説明会実施の概要

開 催 日 時	年 月 日 (曜 日) 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	(会場名) (所在地)
説 明 会 の 周 知 方 法 、 周 知 期 間 及 び 周 知 範 囲	
出 席 者	(設置者・小売業者) (住民等) ・出席総人数 名
議事の概要	
陳 述 意 見 〔 事 項 及 び 〕 〔 その 内 容 〕	
陳述意見に 対する応答内容	
そ の 他	

備考1：複数回開催した場合は、それぞれの状況、内容が判別できるよう作成してください。

2：説明会の開催を周知するために用いたチラシ及び当日の配布資料を添付してください。

説明会を掲示により行う場合の掲示

{変更事項} の変更に関するお知らせ

大規模小売店舗立地法 [第6条第2項
附則第5条第1項] の規定に基づき {変更事項}
を変更する旨の届出を 年 月 日付けで大阪府知事に提出しましたので、同法施行規則第11条第2項の規定により掲示します。

【店舗名称】

【設置者】

【変更しようとする事項】

(変更前)

(変更後)

【変更する理由】(法第6条第2項に基づく変更届の場合のみ)

【変更する年月日】

<問い合わせ先>

- ・所在地:
- ・名称:
- ・電話番号:

(届出書の縦覧場所)

[大阪府] 大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課
所在地: 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
大阪府咲洲庁舎25階

[市町村] {市町村の担当部署名}
{市町村担当部署の所在地}

備考1: 大きさは日本工業規格A1(594mm×841mm)以上としてください(縦置き、横置きは自由)。

2: 風雨に耐えるように作成し、店舗敷地内の見やすい場所に設置してください。

3: {変更事項} には、変更内容を記入してください。(例: 営業時間、駐車場の収容台数等)

経過報告書

年 月 日

大阪府知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名

住所

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会について、大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項に規定する事由により開催することができませんので、その経過を報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会が開催できない理由
- 3 今後の対応策

大阪府知事 あて

〇〇市町村長

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について（回答）

平成 年 月 日付け商業第 号で照会のあった標記については、下記のとおり回答します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見及びその理由

I 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ① 駐車場の必要台数の確保
- ・ 駐車場の収容台数について

② 駐車場の位置及び構造等

- ・ 駐車場の位置について

- ・ 駐車場の出入口の数及び位置について

- ・ その他

③ 駐輪場の確保等

- ・ 駐輪場の位置について

- ・ 駐輪場の収容台数について

- ・ その他

④ 荷さばき施設の整備等

- ・ 荷さばき施設の位置について

- ・荷さばき施設の面積について

- ・その他

⑤経路の設定等

- ・来客の自動車に対する案内経路について

- ・その他

- (2)その他（歩行者の通行の利便の確保、廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、防災対策及び防犯対策への協力等）

Ⅱ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止ために配慮すべき事項

(1)騒音の発生に係る事項

- ・騒音問題に対応するための対応策について

- ・その他

(2)廃棄物に係る事項等

- ・廃棄物の保管施設の位置について

- ・廃棄物の保管施設の容量について

- ・その他

- (3)その他（街並みづくり等への配慮等）

〇〇第 号
令和 年 月 日

大阪府知事 へ

〇〇〇市町村長

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について（回答）

令和〇年〇月〇日付け商業第〇〇号で照会のあった標記については、下記のとおり回答します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見及びその理由

〇〇第 号
令和 年 月 日

大阪府知事 へ

〇〇〇市町村長

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る勧告について（回答）

令和〇年〇月〇日付け商業第〇〇号で照会のあった標記については、下記のとおり回答します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見及びその理由

<おもて>

意見書

年 月 日

大阪府知事 様

氏名又は団体名：

住所又は所在地：

連絡先：

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見書を提出します。
なお、裏面の意見内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 <おもて>に意見書提出者の氏名等及び住所等を必ずお書きください。
- 3 意見は日本語により、その意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4ヶ月以内に提出してください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部 中小企業支援室

商業振興課 商業振興グループ あて

○届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書及び添付書類は、次の場所でその届出書の公告がされてから4ヶ月間縦覧に供しています。

【大阪府】大阪府商工労働部 中小企業支援室

商業振興課 商業振興グループ

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎25階

【店舗が所在する市町村】

※詳しくは大阪府公報又はホームページをご覧ください。

【<http://www.pref.osaka.jp/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html>】

意見書

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる 生活環境の保持のために 配慮すべき事項	
意見・理由	

変更しない旨の通知書

年 月 日

大阪府知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名

住所

年 月 日付け商業第 号により述べられた大阪府の意見に基づく届出事項の変更はしませんので、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出事項を変更しない理由

報 告 書

年 月 日

大阪府知事 様

氏名又は名称及び
法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第14条第1項（第14条第2項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 報告する事項

取 下 げ 書

年 月 日

大阪府知事 様

氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定により 年 月 日付けで提出した下記の大規模小売店舗に係る届出を取下げます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 取下げ理由